

## 不当判決糾弾！ 強制出向延長取消裁判



東京地方裁判所は4月15日、東京地区分会の山本修さんが訴えていた、会社の出向延長命令取り消しと元職場に復帰させることについて山本さんの請求を棄却するという不当判決を下しました。

山本さんは、現行の労働協約では会社側には出向延長を命じる根拠がないこと、仮に根拠があったとしても、山本さんの健康状態などを鑑みれば職権乱用であることを主張し、会社側の出向延長命令取り消しと元職場に復帰させることを求めました。

しかしながら東京地方裁判所は、会社側の「就業規則に『業務上必要がある場合には出向を命ずる場合がある』という規定がある」という主張のみを採用し、山本さんの主張や健康状態を何ら検討・評価することなく、山本さんの請求を棄却したのです。

山本さんはこの不当判決に屈せず、控訴して闘う意思を明かにしています。

「強制出向取消裁判」の一審は、残念ながら山本さんの主張は認められませんでした。しかし、山本さんが職場から声をあげたことによって、山本さんの出向先・SMTの労働条件・職場環境が改善されたという事実があります。新幹線地本は組合員の出向先会社と団体交渉を開催させるという成果も勝ち取っています。

裁判闘争と職場からの闘いを結合させ、山本さんをJR本体・元職場に復帰させよう！

会社による「職権乱用」を許さない！